

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局地域振興課
委託業務番号	令和2年度 長北地委第21号
委託業務名称	びわ湖のてっぺんプロジェクト事業委託(1月～3月)
委託業務場所	長浜市西浅井町地先
業務の概要	(1)びわ湖のてっぺんプロジェクト事業 (2)恋人の聖地プロジェクト事業 (3)まちづくりサポーターの設置
契約期間	令和3年1月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和3年1月1日
契約額(税込)	516,315円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市西浅井町大浦2590番地 [商号又は名称] 西浅井地区地域づくり協議会 会長 山口 正之
契約相手方の選定理由	当該業務は、まちづくりを主眼としていることから、西浅井地域内で連携・協力する自治会をはじめとする各種団体を包括し、かつ、地域振興・まちづくり事業を組織の目的として展開している公共的団体である「西浅井地区地域づくり協議会」へ随意契約することが適当であると考えられるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>